

## 本事業内容

- 施設概要

沈殿池、反応槽、沈澄池、既存施設との接続施設整備等

- 施設の大きさ

長さ約180m × 幅約100m × 地上高さ約11m  
(うち今回( 期)として長さ約80m分を先行整備)

- 事業期間( 期)

設計施工期間 平成28～35年度(予定)

16

## 水処理施設の平面配置

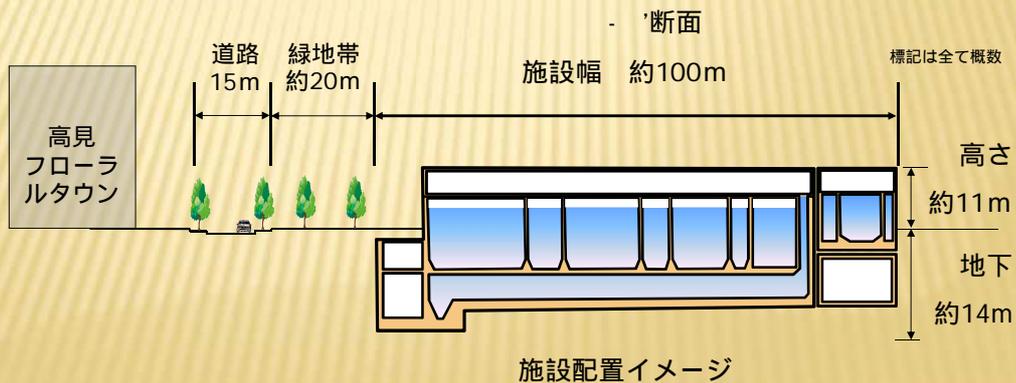


17

## 環境対策について

- 緩衝緑地帯の設置

西側敷地境界から約20mの緩衝緑地帯を設置します。



18

## 環境対策について

- 二重覆蓋・脱臭設備の設置

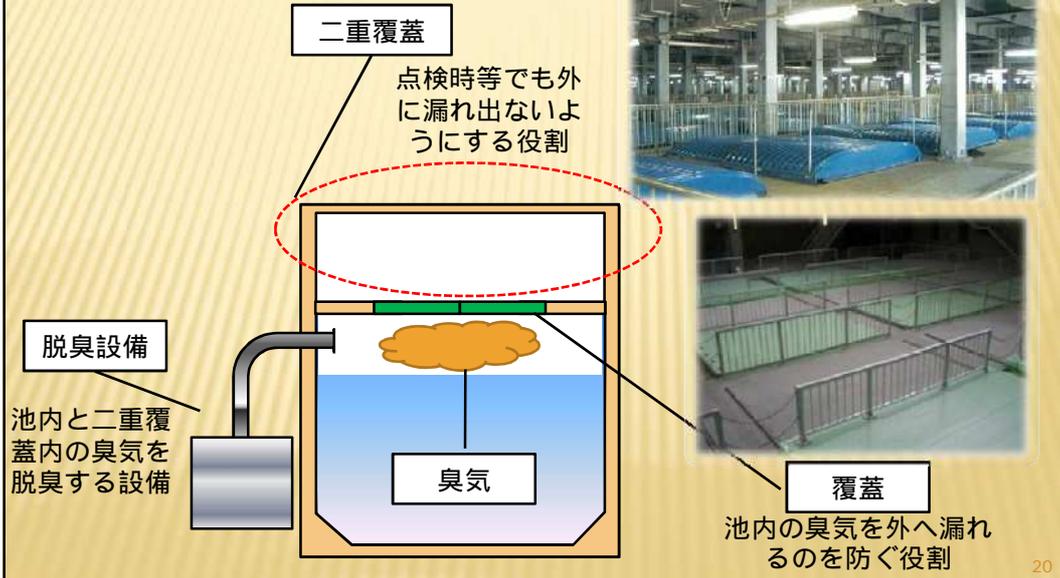
水処理施設には、二重に蓋をかぶせます。  
臭気は脱臭設備に導き処理します。



19

## 環境対策について

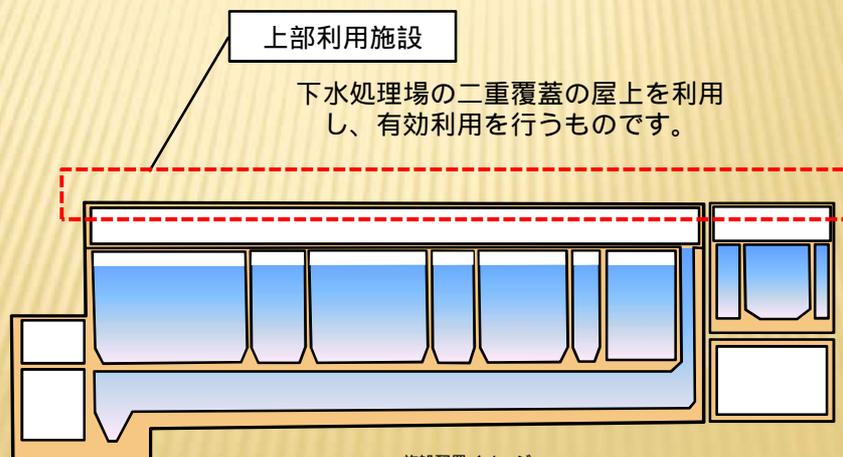
- 二重覆蓋のイメージ



## 環境対策について

- 上部利用施設について

施設の上部の有効利用が可能です。



## 環境対策について



放出下水処理場上部利用施設（イメージ）



平野下水処理場上部利用施設（イメージ）



住之江抽水所上部利用施設（イメージ）

22

## 施設整備イメージ



期整備完了時イメージ

23

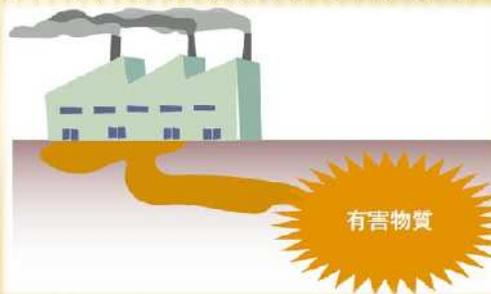
## 2. 土壌汚染について

24

### 土壌汚染について

- 土壌汚染とは？

土壌汚染とは、（中略）土壌が人間にとって有害な物質によって汚染された状態をいいます。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ってしまったり（中略）が考えられます。また、土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。



出典「土壌汚染対策法のしくみ」環境省

25

## 土壌汚染について

- 土壌汚染のリスク

土壌汚染対策法では、土壌汚染による健康に悪い影響（健康リスク）を以下の2つに分類しています。

### 地下水等経由の摂取リスク

有害物質が地下水に溶けだして、その地下水を飲んで口にすることによるリスク（例）土壌汚染が存在する土地の周辺で地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合



### 直接摂取リスク

有害物質を含む土壌を口や肌などから直接摂取することによるリスク（例）子供が砂遊びをしているときに手についた土壌を口にする、風で飛び散った土壌が直接口に入ってしまう場合



出典「土壌汚染対策法のしくみ」環境省

26

## 土壌汚染について

- 土壌汚染対策法（H15.2施行、H22.4改正施行）

（目的）土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

- 大阪府生活環境の保全等に関する条例

（目的）府の地域状況に応じた土壌汚染対策を進めるため条例を定めている。

本事業では、上記の法、条例及びそれらの施行規則・ガイドライン等に従い、事業を実施していきます。

27

## 土壌汚染について

- 土壌汚染対策法の主な概要
  - ・ 調査（一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質変更時等）、自主調査の規定
  - ・ 調査結果を都道府県知事等に報告
  - ・ 基準を超過した場合の区域の指定等（健康リスクがある場合）  
要措置区域 除去等の指示、形質変更の原則禁止
  - （健康リスクが無い場合）  
形質変更時要届出区域 形質変更時に計画の届出
  - ・ 汚染土壌の搬出等に関する規制

28

## 事業用地の土壌調査について

- 事業用地周辺の土地履歴



昭和23年



昭和60年

事業用地には、もともと工場が存在していた

29

## 事業用地の土壌調査について

- 調査概要
  - ・ 土地の利用履歴を踏まえて事業用地において土壌調査を、平成23年度から平成24年度にかけて実施
  - ・ 土壌調査は土壌汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づいて行い、法で指定する調査機関により実施
  - ・ 調査は事業用地全体を対象に、表層について10m区画ごとに実施し、汚染が判明した部分は、深度方向に滞水層の底（地表面から約10m）まで調査を実施。